

業務委託標準仕様書（案）

1. 適用

- (1) 本仕様書は、習志野市が行う谷津小学校全面改築（建替え）設計業務委託に適用する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、契約図書及び特記仕様書によるものとする。
- (3) 本仕様書及び契約図書、特記仕様書に明記していない事項、又は本仕様書及び契約図書、特記仕様書に疑義を生じた場合は、前もって協議し、その指示に従わなければならない。

2. 業務遂行上の原則

- (1) 受託者は、業務を正確かつ円滑に推進するため、十分なる連絡調整を行うこととする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当り、事故発生の未然防止に努めるとともに、関係法規、規制等法令を守り、円滑にこれを行わなければならない。

3. 作業管理

(1) 一般事項

- ①当該業務を遂行するにあたっては、業務計画書を速やかに提出し、発注者の承諾を得ること。
- ②業務計画書には、業務実施工程表・業務体制表を添付すること。
- ③主任（管理）技術者の資格要件
業務を取りまとめる主任（管理）技術者は建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第2条第2項による一級建築士の資格を持つものとする。
- ④担当技術者の資格要件
担当技術者については、建築（総合）・建築（構造）・電気設備・機械設備それぞれ任命すること。
建築（総合）担当者は建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第2条第2項による一級建築士の資格を持つものとする。
建築（構造）担当者は建築士法第10条の2の2第1項による構造一級建築士証の交付を受けたものとする。
電気設備担当者もしくは機械設備担当者は建築士法第10条の2の2第2項による設備設計一級建築士証の交付を受けたものとする。
- ⑤当該業務を遂行するにあたっては、事前に発注者と十分な協議を行い、発注者の意図及び目的を十分に理解したうえで、業務にあたること。
- ⑥管理体制を明確化し、円滑に業務を遂行すること。
- ⑦業務の遂行において、疑義が生じた場合には速やかに発注者と協議を行い、適切に対応すること。
- ⑧市民対応や業務の遂行にあたっては誠意をもって対応すること。
- ⑨業務に遅延が発生しないように的確に進行管理すること。
- ⑩設計図書等に用いる用紙及び消耗品は、受注者の負担とする。
- ⑪個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を厳守すること。

(2) ウイルス対策

業務にあたって、電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施したうえで提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは、常に最新データに更新（アップデート）すること。

4. 成果品の提出

(1) 特記仕様書に定める成果品の最終納期は、契約期間最終日までとする。

(2) 受託者は、納期前であっても各段階における進捗状況について遅滞なくこれを示さなければならない。

(3) 受託者は、業務が完了後も本市が行う入札の前に行われる質疑の回答及び工事施工中や施工箇所に疑義が生じた場合についても速やかに協力するものとする。

5. 成果品の管理及び帰属

(1) 業務委託によって生ずる成果品、資料等の所有権及び著作権は全て習志野市に帰属し、受託者が成果品及び資料等を公表することは一切これを認めない。

(2) 受託者は本業務が完了したといえども、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は速やかに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。
なお、訂正に要する費用については受託者の負担とする。

6. 履行

(1) 受託者は、契約後所定の様式により関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

(2) 打合せについては、互いの申出により行うものとし、その結果を記録し、相互確認を行うものとする。

7. 対外者等との接触

(1) 受託者は、業務遂行に基づく関係機関及び地域権利者等との接触に当たっては、いたづらに摩擦を起こすことのないように心掛けなければならない。

8. その他

(1) 習志野市は、業務に必要な関係資料を所定の手続きによって受託者に貸与する。

(2) 受託者は、業務実施のため必要な関係官公庁に対する諸手続きを迅速に処理しなければならない。

(3) 受託者は、関係官公庁に対して交渉を要するとき、又は、交渉を受けたときは遅滞なくその旨を申出で協議するものとする。

(4) 受託者は業務履行期間中又は業務履行後以降にかかわらず、当該業務に関連して習志野市における工事監査や会計検査院による実地検査の対象となった場合は、受検時の立会い並びに質疑の回答について協力するものとする。

特記仕様書(案)

1 特記仕様書の適用

この仕様書は、「標準仕様書」に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、契約図書及び標準仕様書によるものとする。

2 業務名称

谷津小学校全面改築（建替え）設計業務委託

3 適用範囲

本仕様書は、谷津小学校全面改築（建替え）設計業務委託について適用する。

4 業務期間

契約日の翌日から平成30年3月31日まで

5 業務目的

本業務は、谷津小学校の施設整備を目的として全面建替え基本設計・実施設計業務を行う。

6 計画施設

- (1) 施設名称 習志野市立谷津小学校
- (2) 敷地の場所 習志野市谷津5丁目1番32号
- (3) 施設用途 小学校
- (4) 敷地の条件

①敷地の面積 14,537.69 m²

②用途地域及び地区の指定

1) 現行

用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種住居地域
防火地域	指定無し	
建ぺい率	50%	60%
容積率	100%	200%
高度地区	指定無し	第一種高度地区
絶対高さ	10m	—
その他地区等	法22条地域・埋蔵文化財包蔵地（谷津貝塚）※確認調査済み	
備考	現在、敷地全体の用途を「第一種住居地域」に変更する等、用途変更の検討を進めており、詳細及び進捗状況については業務委託を受託後、別途説明する。	

2) 変更予定

用途地域	第一種住居地域
防火地域	指定無し
建ぺい率	60%
容積率	200%
高度地区	第一種高度地区

地区計画	<p>(仮称) 谷津五丁目地区地区計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の用途の制限： 次に掲げる建築物は建築してはならない。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第二（い）項第二号に掲げるもの（以下「兼用住宅」という。))を除く 2) 事務所（兼用住宅を除く。） 3) ホテル、旅館 4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 5) 病院 6) 自動車教習所 7) 単独車庫 8) 畜舎 9) 工場 10) 自動車修理工場 11) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 12) 葬儀業の用に供するもの ・壁面の位置の制限： 壁面線の道路境界線及び隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、2 m以上とする。 ・建築物等の高さの最高限度： 20 m ・建築物等の形状又は色彩その他の意匠の制限： 建築物の外壁若しくはこれに代柱の色彩は、原色を避け、落ち着いたものとする。
その他地区等	法22条地域・埋蔵文化財包蔵地（谷津貝塚）※確認調査済み

(5) 施設条件

①施設の延べ面積（計画面積） 約11,000㎡

②主要構造 鉄筋コンクリート造

③耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体 II類

2) 建築非構造部材 A類

3) 建築設備 乙類

7 業務内容

(1) 基本設計

- 一般業務
- ・建築総合基本設計
 - ・建築構造基本設計
 - ・電気設備基本設計
 - ・機械設備基本設計

- ・外構基本設計
- ・解体基本設計
- ・積算（工事概算費及び補助金概算費）
- ・法令上の諸条件の調査
- ・建築確認申請に係る関係機関との打合せ
- その他業務
 - ・構造種別、仕様及び太陽エネルギー等の新エネルギーの利用を比較検討しその工事費の概算を含めて提案すること。また合わせて、経済性、施工性についても比較検討すること。
 - ・外観パース、内観パース、全体鳥瞰図作成
 - ・模型作成
 - ・校舎・体育館・プール等既存建物の使用材についてアスベスト製品、P C B等の調査及び含有試験を行う。
 - ・学校運営を考慮した工法及び各工事工程の仮設計画等の検討

（2）実施設計

- 一般業務
 - ・要求事項等の確認
 - ・実施設計方針の策定
 - ・実施設計図書の作成
 - ・建築積算業務
 - ・建築確認申請図書の作成
 - ・建築確認申請及び構造計算適合性判定手続き業務
(手数料は、受託者負担)
- その他業務
 - ・都市計画法、建設リサイクル法、エネルギーの合理化に関する法律、千葉県福祉のまちづくり条例及びその他必要法規に関する手続き業務
(手数料は受託者負担)
 - ・既存建築物解体・グラウンド整備の設計、積算業務
 - ・施設台帳の作成
 - ・補助金等申請用資料の作成支援
 - ・議会用資料の作成
 - ・維持保全計画書（実施設計時）の作成
 - ・概略工事工程表の作成
 - ・日影図の作成
 - ・工事発注時期に単価の変動があった場合は、単価入れ替え業務を行うこと。

（3）地盤調査

調査項目は以下のとおりとし、位置及び詳細については市担当者と協議の上決定すること。
また、その他必要が生じた場合は項目を追加すること。

- | | |
|--------------------------|------|
| ・ボーリング調査（40m程度、標準貫入試験含む） | 4ヶ所 |
| ・孔内水平載荷試験 | 2ヶ所 |
| ・不攪乱資料採取 | 3セット |
| ・土質物理学試験及び土質力学試験 | 3セット |
| ・土壌汚染物質の調査 | |

(4) 習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例

- ・特定建築行為計画概要書等の作成
- ・公開標識の設置
- ・対象近隣住民への説明会の開催及び個別説明等及び報告書作成

(5) 業務支援

- ・検討会議や保護者説明会等への参加、会議説明資料の作成
- ・別途一時校舎リース受託者との打合せ協議等
- ・各種打合せ等記録簿の作成

8 業務遂行上の留意事項

- ・業務遂行にあたっては検討会議や教育委員会、学校において十分な協議調整を行うこと。
- ・工期や工種によっては分離発注をする場合があるので、市担当職員と打合せを行うこと。
- ・一時校舎は既設校舎のキュービクルから低圧幹線を引き込んでいます。
新設校舎建設時に一時校舎の低圧電灯・動力幹線を新設校舎からの引込に切り替える際、一時校舎建設時に設ける低圧切替盤を利用し、学校運営に支障ないようにすること。
- ・一時校舎は既設校舎の各制御・監視盤から弱電幹線を引き込んでいます。
新設校舎建設時に一時校舎の各弱電幹線を新設校舎からの引込みに切り替える際、一時校舎建設時に設ける弱電幹線切替盤を利用し、学校運営に支障ないようにすること。
- ・新設校舎職員室・事務室内にて一時校舎の設備を含め、制御・警報を一括で管理できるようにすること。
- ・一時校舎は既存給水施設より給水を行っている。
新設校舎建設時に、一時校舎の給水方式は新設校舎の給水装置からの供給となるので、切り替えの際は学校運営に支障が無いようにすること。
- ・土地利用計画に基づき雨水排水計画を検討し、必要に応じて雨水抑制施設を設けること。

9 適用基準等

関係法令のほか、以下の基準を用いることとする。また委託期間中に改正があった場合は最新版とする。

a. 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準 (H27. 3. 31)
- ・小学校施設整備指針 (H26. 7)
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (H25. 3. 28)
- ・官庁施設の環境保全性基準 (H26. 3. 28)
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (H18 年版)
- ・官庁施設の防犯に関する基準 (H21. 6. 1)
- ・公共建築工事積算基準 (H25 年版)
- ・公共建築工事共通費積算基準 (H26 年版)
- ・公共建築工事標準単価積算基準 (H27 年版)
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル (H18 年版)

b. 建築

- ・建築工事設計図書作成基準 (H21 年版)
- ・公共建築工事標準仕様書 (建築工事) (H25 年版)
- ・建築設計基準 (H26 年版)

- ・ 建築構造設計基準 (H25 年版)
- ・ 建築工事標準詳細図 (H22 年)
- ・ 構内舗装・排水設計基準 (H27)
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説 (H24)
- c. 建築積算
 - ・ 公共建築数量積算基準 (H18)
 - ・ 公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事) (H24)
 - ・ 公共建築工事見積標準書式 (建築工事) (H26)
- d. 設備
 - ・ 建築設備計画基準 (H27)
 - ・ 建築設備設計基準 (H27)
 - ・ 建築設備工事設計図書作成基準 (H21)
 - ・ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事) (H25)
 - ・ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事) (H25)
 - ・ 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事) (H25)
 - ・ 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事) (H25)
 - ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準 (H16)
 - ・ ガス機器の設置基準及び実務指針 (第 8 版)
 - ・ 建築設備耐震設計・施工指針 (H26)
 - ・ 建築設備設計計算書作成の手引 (H21)
- e. 設備積算
 - ・ 公共建築設備数量積算基準 (H15)
 - ・ 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事) (H24)
 - ・ 公共建築工事見積標準書式 (設備工事) (H26)

10 成果品

(1) 基本設計

・ 基本設計説明書	10部
・ 基本設計説明書の概要版	10部
・ 仕様及び工法検討比較資料	3部
・ 諸室収容人数計算表	3部
・ 衛生設備必要台数計算表	3部
・ 補助金算定用面積表 (基本設計時)	3部
・ 参考全体計画図	3部
・ 工事概算費	2部
・ カラーパース	各1部
・ 模型 (着色仕上げ)	1個
・ アスベスト・PCB調査報告書	1部
・ 協議資料及び打合せ記録書	3部
・ 学校運営を考慮した工法及び仮設計画等の検討書	3部

(2) 実施設計

・実施設計原図		1部
・実施設計図	白焼	2部
	白焼押し文字入り二つ折り製本	各1部
	白焼縮小押し文字入り二つ折り製本	各3部
・内訳書 (R I B I C 2データ・金抜)		一式・1部
・数量調書		1部
・単価表	単価根拠・刊行物の写し	1部
・見積書・見積依頼書		1部
・構造計算書		1部
・各室有効面積等一覧表		1部
・基本設計との比較書 (変更点)		1部
・各種申請書類		一式
・施設台帳用図面		1部
・施設台帳用面積算定表		1部
・設計概要書		1部
・補助金対象施設面積算定表		1部
・補助金対象工事色分け内訳書		1部
・議会用資料		1部
・完成予想図 (カラーパース) 額付		一式
	カラーコピー	各1部
・使用保全に関する説明書 (実施設計時)		1部
・協議資料及び打合せ記録書		3部

(4) 地盤調査

・地質調査報告書		5部
・地盤サンプル		一式

(5) 諸手続き関係

建築確認通知書 (副本)、開発事業申請書 (開発許可申請書含む)、省エネ法における届出書、特定建築行為に係る手続等に関する条例における提出書類 (建築行為計画概要書等)、千葉県福祉のまちづくり条例における特定施設新設等 (変更) 通知書等

(6) その他

・基本設計・実施設計に係る提出物の電子データ (CD-R)		一式
・その他市担当者の指示するもの		一式
・成果品の納入を明記した納入書		1部

※電子データは市担当者との収録内容を協議の上、PDFファイルにて作成すること。

図面データは、使用ソフトの形式及びPDF及びJWWに変換したものを提出すること。

文書作成にあたっては、ワード、エクセルで作成すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当っては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱を適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、取扱権限者の限定、保管場所の施錠・立入制限等管理体制の整備、パスワードの設定等による権限外の者のアクセスの防止等の個人情報取扱ルールを整備し、安全管理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事務従事者への周知)

第5 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

(個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務上知り得た個人情報を業務の目的外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による個人情報を取扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から貸与され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。なお、返還又は引き渡しの出来ないものについては、復元の不可能な方法による廃棄もしくは、消去をしなければならない。ただし、発注者が、別に指示したときは当該方法によるものとする。

(報告等の義務)

第10 受注者は、発注者の求めがあった場合は遅滞なく、個人情報の取扱状況に関する報告を行わなければならない。また、発注者が個人情報の取扱いの確認のため必要があるとして申し入れた場合は、立入調査の実施を承諾し、協力しなければならない。

なお、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者がこの契約に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。